

## 議題説明 6

### (2) 第4期福生市バリアフリー推進計画に係る令和3年度計画について

本計画は、令和2年度に策定し、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間となっています。

前回計画からの主な変更点については、主に2点です。

1点目は、計画の基本目標を前回計画の4つから3つに減らしました。前回計画では、「施設」「心」「情報」「施策面等」の4つを基本目標として設定していましたが、本計画では本市におけるバリアフリーの考え方を「ハード面」「ソフト面（心＋情報）」と整理し、「施設等」「心」「情報」の3つを基本目標として設定しました。

2点目は、これまで以上に職員に対して広くバリアフリーの意識啓発を図るため、個別の施策に所管課欄を設定しました。

**資料6**を御覧ください

第4期福生市バリアフリー推進計画の令和3年度計画です。

表の左側から、「項目」「内容」「計画（令和3年度）」に基づき、各担当課（所管課）が「計画（令和3年度）」を作成しました。

今回が本計画期間の初年度ということで、前回計画からの変更点に係る「計画（令和3年度）」の内容を簡単に御説明します。

9ページから41ページに記載の「基本目標1 施設のバリアフリー、分野3 建築物」では、これまで市の建築物に関する個別の施策を実施する所管課を明確にしておらず、工事担当課のみがバリアフリーの進捗管理を行っていました。しかし、更にバリアフリーの推進を図るためには、工事担当課だけではなく施設所管課が日頃の管理運営の中で課題意識を持つ必要があることから、個別の施策に所管課欄を設定し各施設の所管課を記載しました。令和3年度では、施設所管課による公共施設のバリアフリー整備状況の確認のほか、整備されている場合についてはその維持管理、また、整備されていない場合については、改修時に整備することの検討や設計時に業者との調整を工事担当課と連携して行います。

また、中央図書館の改良工事に伴う設計を予定しており、工事所管課、施設所管課が連携し設計の委託業者と協議・調整することとなっています。

その他の個別事業ごとの説明は省略いたします。委員の皆様には後ほどお目通しくださいますようお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。